

農業者の皆様へ

利用権設定は、
地域計画の策定(令和7年2月)で終了します
※令和7年2月25日受付分まで

(現 行)



○現行は2種類の貸し借りの方法があります。

- ①農業委員会を通しての貸借利用権設定 (※1)
- ②中間管理機構(農地バンク)を通しての貸借

(地域計画の策定(令和7年2月頃)以降)

☆中間管理機構(農地バンク)を通しての貸借に
一本化されます。(※2)

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに
伴うものです。



- ※1 地域計画の策定までは、引き続き利用権設定が可能です。
なお、終了までに結んだ契約は、期間満了日まで有効です。
- ※2 農地法に基づいて農業委員会の許可を受けて権利設定を
行うことは可能です。

☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構



農地の貸し借りは

農地バンクへ

